

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成25年 3月28日

京都市長 門川 大作

1 許可年月日及び許可番号

平成24年10月 1日 第840号

平成25年 2月22日 変第201号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市左京区岩倉幡枝町332番地の3, 333番地の3(一部), 338番地(一部),
346番地(一部) および347番地(一部)

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市左京区岩倉幡枝町344番地

大西 均

(都市計画局都市景観部開発指導課)